

諮問庁：秋田県教育委員会

諮問日：平成19年2月21日（諮問第88号）

答申日：平成19年8月7日（答申第50号）

事件名：所管する公益法人に係る文書の非公開決定処分（不存在）に対する異議申立てに関する件

答 申

第1 審査会の結論

秋田県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、その所管に属する特定の公益法人に係る文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして非公開とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件対象文書に関して実施機関が平成19年2月1日付け教総－2602により行った不存在による非公開決定について、その取消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由及び意見

異議申立人が主張する異議申立ての理由及び意見は、異議申立書の記載及び意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

(1) 自分は平成12年度途中まで当該財団に勤務し、事務を担当していた。

理事会・評議員会会議録（以下「会議録」という。）は、公益法人の資産総額及び役員の変更登記を法務局に申請する際の添付書類となっている。登記完了後、監督官庁である県の担当課に關係書類を提出する際にも会議録は添付していた。

(2) 情報公開請求の結果、15年度以降は会議録が提出されていることを確認している。13・14年度だけ提出されていないというのは不自然であり、監督官庁としての職務怠慢と言わざるを得ない。実施機関は、13年度に当該財団の検査を行い、会議録や行政庁への提出文書も確認しているはずである。会議録は議決されたことの証明として提出しなければならない書類であり、提出されていないのならば、提出を求めるものである。

(3) 異議申立てをした後で実施機関から「決算書が提出されていれば、決算が承認されたことを証明するための会議録の提出は必要ない」と説明されたが、非公開決定の際には「文書はない」という説明だけであった。情報公開請求に対して、ないものはない、受け付けていないというだけで非公開とするのは、情報公開制度の趣旨に反している。行政のおかしいところを見直すという観点からもきちんと対処していただきたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁は、本件対象文書について不存在による非公開決定を行った理由等を次のように説明している。

1 公益法人及び主務官庁の役割

公益法人とは、民法34条に基づいて設立された社団法人と財団法人の

ことで、その設立には、①公益に関する事業を行うこと、②営利を目的としないこと、③主務官庁の許可を得ることが必要となっている。

実施機関が主務官庁となっている公益法人は、秋田県内を主な活動域として、奨学金や生涯学習など教育に関する事業活動を行っている法人であり、平成19年4月1日現在で49法人になる。

主務官庁の主な役割は、公益法人の設立の許可並びに公益法人の指導、監督であり、その根拠として、国からの通達に基づき、秋田県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（以下「規則」という。）を定めている。

規則では、教育委員会が公益法人を指導、監督する上で必要な事項を定めており、4条では登記に関する届出に関し、7条では業務及び財産状況等の報告に関して規定している。

登記に関する届出を求めているのは、基本財産を取り崩したりすることは主務官庁の許可が必要となっており、法人が勝手に財産を取り崩したりしないよう、法人の状況を確認するためである。

業務及び財産状況等の報告を求めているのは、毎年度法人の財産状況等を把握して指導、監督を行うため、また、毎年秋に行われる各法人の決算状況等に関する国の調査に必要なためである。

3 非公開とした文書及びその理由

(1) 平成13年度登記に関する届出書

規則4条では、登記の事実があった場合、登記に関する届出を教育委員会に届け出ることとしている。登記を行うのは各法人であり、法人が登記を行ったかどうかを教育委員会が知りうるのは、届出があつてから、又は届出がない場合には、法人に検査に行った時に確認できることとなる。検査時に届出がないことが判明した場合、口頭又は文書で、登記をした場合

には届け出るよう事務改善を求めることとしている。

当該財団では、12年度途中にそれまでの事務担当者が退職し、新たな職員が担当することになったため、教育委員会への書類の提出が滞ることがあったようであり、13年度には登記に関する届出書が提出された形跡はない。登記の内容に関しては、検査時に確認できること、また、14年度以降は登記に関する届出書が提出されており、13年度当時の登記内容は確認できていたことから、あらためて13年度にさかのぼって届出を提出させることはしなかった。

したがって、13年度の登記に関する届出書は、行政文書として保有していない。

(2) 平成13年度及び平成14年度理事会・評議員会会議録

規則7条では、事業概要報告書、収支決算書及び財産目録を提出することとしている。教育委員会が法人に会議録等の提出を求めるのは、規則2条8号のように明記されている場合であり、業務及び財産状況等の報告の際には、会議録の添付は求めている。12年度以前と15年度以降の会議録は、規則7条に基づく業務及び財産状況等の報告の添付資料として任意に提出されたものである。

13・14年度の業務及び財産状況等の報告については、職印を押した送付文書に関係資料を添付して提出された形跡はない。規則7条に定める事業概要報告書、収支決算書及び財産目録については、FAXで送付させ、あるいは検査時にコピーを提出させるなどして取得し保存していることから、あらためて職印を押した送付文書を提出させたり、会議録の提出を求めたりはしなかった。

したがって、13・14年度の理事会・評議員会会議録は行政文書として保有していない。

なお、15年度以降は、教育委員会へ提出する文書は従前の例を参考に

して正式な文書で提出するよう事務指導した結果、12年度以前と同じように会議録も添付されるようになったものである。

以上、説明した経緯により、本件対象文書は、行政文書として保有していないので、非公開決定したものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり調査審議を行った。

- (1) 平成19年 2月23日 諮問の受け付け
- (2) 同 年 4月 5日 諮問庁から非公開理由説明書を収受
- (3) 同 年 5月18日 審議
- (4) 同 年 6月 1日 異議申立人及び諮問庁が意見陳述
- (5) 同 年 7月20日 審議
- (6) 同 年 8月 7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、実施機関の所管に属する特定の公益法人に係る次の文書であり、実施機関はこれらの文書を保有していないとして、非公開としている。

- (1) 平成13年度登記に関する届出書
- (2) 平成13年度及び平成14年度理事会・評議員会会議録

2 本件対象文書の不存在について

(1) 実施機関は、本件対象文書は財団から提出を受けた形跡がないとし、登記に関する届出については、検査時に確認できること、また、14年度以降は登記に関する届出書が提出されており、13年度当時の登記内容は確認できていたことから、あらためて13年度にさかのぼって届出を提出させることはしなかったと説明する。

また、会議録については、提出が義務付けられているものではなく、規則7条で提出を義務付けている書類については、FAXで送付させ、あるいは検査時にコピーを提出させるなどして取得していることから、本件対象文書を保有していないと説明する。

(2) しかし、実施機関は、会議録の提出は義務付けていないと説明しながら、15年度以降はそのまま収受するなど、結果として、特定の年度の文書が存在しないこととなっていることから、当審査会は、実施機関の執務室において当該財団関係の文書が綴られている簿冊の提示を受けて、本件対象文書の有無について確認したが、存在していないことが認められた。

上記(1)及び(2)により、本件対象文書を保有していないとする実施機関の説明については、これを覆すに足りる事情も見出しがたく、是認できる。

なお、実施機関は、原処分において、不存在による非公開決定の理由を「行政文書の提出がなかったか、または破棄したため」としているが、このような理由の提示は適切なものとはいえず、今後適切な記載に改めることが望まれる。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件対象文書は本来存在しなければならない文書であり、その文書が提出されていない場合には提出させ、公開請求にこたえるべき

であると主張する。

しかし、条例5条の規定は、実施機関が現に保有する行政文書の公開を当該実施機関に請求する権利を認めるものであって、実施機関が公開請求を受けて、これに対応するため、公開請求のあった文書をあらたに取得した上で公開する義務はないものであり、異議申立人の主張は採用できない。

4 本件非公開決定の妥当性

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして非公開とした決定については、実施機関において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

第6 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
会 長	小賀野 晶 一	千葉大学大学院専門法務研究科教授
会長代理	柴 田 一 宏	弁護士
	佐 藤 了 子	聖霊女子短期大学講師
	本 田 雅 子	ノースアジア大学経済学部准教授
	三 浦 清	弁護士